

香川県人権・同和政策協議会（第29回）会議 議事要旨

日 時：令和6年3月25日（月）14：00～15：30

場 所：県庁本館 21階 特別会議室

出席者：浅田委員、荒谷委員、岡村委員、金子委員、小西委員、多田委員、田淵委員、富島委員、中西委員、野郷委員、松本委員、大山委員、淀谷委員

1 開会

<委員19名中13名出席により、協議会開催の定足数充足>

2 議事

(1) 副会長の選任について

副会長に大山委員を選任した。

(2) 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の推進状況について

事務局から計画の推進状況を報告し、令和5年度の事業等について説明の上、審議を行った。（説明資料参照）

○ 主な質疑応答及び意見：p 2 参照

(3) 最近の人権をめぐる動向について

「部落差別のない社会の実現に向けた取組」、「性的少数者の人権に関する取組」及び「ヘイトスピーチへの対応」について、事務局から説明の上、審議を行った。（説明資料参照）

○ 主な質疑応答及び意見：p 3 参照

(4) 人権問題に関する県政世論調査について

令和6年度実施予定の人権問題に関する県政世論調査の内容等について説明の上、審議を行った。（説明資料参照）

○ 主な質疑応答及び意見：p 3 参照

3 その他

○ 主な質疑応答及び意見：p 4 参照

4 閉会

○主な質疑応答及び意見

議事（２） 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の推進状況について

委員：

障害者スポーツ等の体験会を開いていただいておりますこと大変感謝申し上げたいと思いますが、その時に、障害者本人の参加がどの程度あるのかという点が1点と、障害者差別解消法が4月1日に施行されるのに伴って、合理的配慮がすべての事業者に、適用されることになりましたが、偶々までこの法律がちゃんと行き渡るように、啓発活動をしっかりやっていただけたらと、これはお願いでございます。以上2点をお願いします。

事務局：

障害者スポーツへの当事者の方のご参加のお話ですが、今日の資料では、掲載をしておりますが、障害者スポーツの体験会というものを、毎年、開催市町を移しながら、やっております、令和5年度は、丸亀市で開催をいたしました。

その際には、例えば車椅子バスケットなどは、実際、車椅子バスケットされている方を先生に、いわゆる健常者の方が、それを習ったり、というような取り組みをしております、数までは、把握をしておりますが、一定スタッフとしても参加していただいたり、参加者として、一定数はご参加があったというふうに承知をしております。

あと2点目のですね、障害者差別解消法の民間事業者への、合理的配慮の義務化につきましては、先ほどご報告しました通り、今年度から、周知には取り組んでおります、委員のおっしゃるように、まだまだ周知が不足しているという認識は持っておりますので、6年度、さらにはその先も十分に障害と障害者への理解、それと合理的配慮については、積極的に周知啓発して参りたい。業界団体さんなどを個別に当たりまして、説明の機会をいただきまして、1つ1つになりますけども、丁寧にご説明して参りたいというふうに考えております。

会長：

資料1の12ページのLGBTに関する相談事業の表が出ていますが、経年的な数値の変化やどういう方から相談があったのかという点で大変わかりやすいが、一方で、始まったばかりの事業でそれはできないと思いますが、今もちょっと話題になった障害者の相談窓口ができましたと9ページのところでご紹介があったのですが、事業者や障害者から相談に応じるとともに、問題解決に必要な調整等を行ったということなのですが、何件ぐらいの相談があつてどのような調整が働いたのかを、できれば、来年度以降、具体的に見える化していただくと我々としても、事業の内容を的確に把握できるかなと思いますので、その他のところには、たまたま2つ例に挙げさせてもらいましたが、このLGBTのところのような形でデータを出していただくことを、もちろんできる範囲内にかまいませんのでご留意いただければと思います。

議事（3） 最近の人権をめぐる動向について

会長：

性的少数者の人権に関する取り組みですが、先ほど議題2の中でLGBTの方々からの相談事業をアウトソーシングでやっているという話の統計の中で、数から見ると、トランスジェンダーの方からの相談が多いという結果が出ていたわけですが、今回のこの取り組みの内容の中にはトランスジェンダーの方にどういうふうにアプローチしていくかというような取り組みが見られませんでしたので、ぜひ次回はですね、そちらの方の取り組みについてもまた、説明いただければと思います。

議事（4） 令和6年度県政世論調査について

会長：

この手の人権意識調査の分析に私は関わることがしばしばありますが、大体どこの調査でも調査対象が満18歳です。これは選挙権年齢が下がったときに20歳から18歳に下げたところが多かったのですが、どうして選挙権年齢とシフトするのもよくわかりませんが、18歳が大人になったわけなのですが、対象者が大人だけでいいのか、子どもの人権だって重要な人権問題であり、人権意識調査の対象を大人に限定するのが、いかがなものかというふうに私はちょっと思っておりまして、14歳、15歳ぐらいになれば、このぐらいの文章は読めると思いますし、逆にそういった子どもたちにもわかるような調査にしていってということも今後必要ではないかなというふうに思っておりますので、ぜひその辺をご検討いただければと。

ちょっと今ご説明して、1つ気になったのですが、調査票17ページの付問12で、「あなたのお子さんの結婚しようとする相手が…」って、いうふうに書いてあるんですが、あんまり18、19の子に、これを言ってもリアリティがないかなと思いますので、この辺も「自分の結婚について」とか、「あなたに、もし、将来子どもができたとして」というような形で、少し設問の表現を工夫していただければと思います。

委員：

資料5にある調査票17ページの、問30の、8の回答のところの、人権問題をテーマとした行事、人権フェスティバルとなっていますけど、県の行事は「じんけんフェスタ」ではないですか。ちょっと言葉の表記だけの話なのですが人権フェスティバルというようなイベント名ではないような。

事務局：

調査票17ページの問30の設問8、人権問題をテーマとした行事に、人権フェスティバルと書いてあるということに関して、これ基本的に人権・同和政策課でやっているのはご指摘の通り、「じんけんフェスタ」ということでやっております。人権・同和政策以外にも、様々な行事をやっておりますので、一般的な人権に関する行事ということで、ここではフェスタという名称は使わずに、フェスティバルという名称を使っております。

3 その他

会長：

ちょっと県の考え方を伺いたいんですけども、先ほどの世論調査を見てもそうなんですが、同和問題という言葉が使われているわけなんですけれども、もちろん同和という言葉は、かつては法令用語として存在していたわけですが、現在では部落差別解消推進法以降は、部落差別という呼び方になっていると思います。例えばこの世論調査の調査票 15 ページの間 27 の中でも、同和問題ではなく、やはり部落差別というふうに、法制定以降に合わせて、しかもその差別の形態に合わせてですね、直にその言葉を使った方が、いいように思うんですがその辺は特に、回答があれば。

事務局：

ご指摘の件について、県は香川県人権教育・啓発に関する基本計画を県は持っておりまして、法律に基づいて作っているのですが、その計画の中に個人権課題の 1 つとして、女性や子どもと同列に、同和問題という名称で表記をしておりますので、基本的にはその名称を使っているということです。ただ会長のご指摘も非常にごもっともですので、検討をさせていただければというふうに思います。

「 以 上 」